

# 協 議 書

練馬区長(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、  
乙が開発行為に伴い設置する公共施設の管理等について、都市計画法第32条に基づき下記のとおり協議  
が成立したことを確認した。

## 記

- 1 開発区域所在地 練馬区
- 2 開発区域面積  $m^2$
- 3 開発行為により設置される公共施設  
公共施設概要書のとおり
- 4 協議事項および条件  
公共施設の管理者の同意等に必要なる図書のとおり
- 5 費用負担  
開発行為により設置される公共施設およびこれに伴う経費は乙の負担とし、乙は名目の如何に関わ  
らず、これを甲に請求できないものとする。
- 6 練馬区へ帰属する公共施設の管理  
開発行為により設置され、区へ帰属する公共施設は、開発行為の工事完了公告後、道路または区  
有通路の供用開始の告示がされるまでの間は、乙の責任において管理するものとする。
- 7 練馬区へ帰属する公共施設の引継ぎ検査  
乙は、練馬区へ帰属する公共施設について、道路または区有通路が供用開始の告示がされる前に、  
甲の指示に従い引継ぎ検査を受けるものとする。  
なお、乙の管理期間中に公共施設を破損等した場合は、道路または区有通路が供用開始の告示が  
される前に、乙の負担により開発行為の工事完了検査に合格した状態に復旧するものとする。
- 8 その他  
公共施設となる土地の帰属に関する手続き、構造および施工方法ならびに引継ぎに必要な書類  
の作成その他については、各担当部署の指示に従うものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号  
氏 名 練馬区  
代表者 練馬区長 ○○ ○○

乙 住 所  
氏 名

実印